

鳥取県告示第 180 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市西品冶字猿尾間ノ一424-11地先から同市天神町50-2地先まで	平成20年3月21日